

2006 3 月 7 日 代表質問要旨

1 財政問題について（知事）

(1) 地方交付税について、知事は、昨年 9 月議会の代表質問に対し、「総額を削減前の状態に戻すこと、また、財源調整機能を一層充実・強化することの 2 点に重点を置いて、国に対する活動を強めて行きたい」と答弁されたが、その見通しについて伺いたい。

(2) 国は 2010 年代初頭に基礎的財政収支の黒字化を公言しているが、県では、県債残高を減少に転化させる時期をいつ頃と見込んでいるのか伺いたい。

2 教育問題について（教育長）

(1) 現在も県として、子ども達の学力傾向を把握していると思うが、いかなる課題があるのか。また、全国一斉学力調査がいたずらに競争をあおるだけになれば、害あって益無しだと考えるが、県としてこの調査について、どのような分析を加え、施策に生かすべきと考えているのか。

(2) 在住するすべての子ども達の学習権を保障するためにも、不就学の子どもや外国人学校への通学者も含め、学齢期にある外国籍の子どもの就学状況を調査し、実態をつかむ必要があると考えるがどうか。

(3) コンピュータ教育の充実とそのための機器等の整備率を高め、教育に生かすための施策について、市町村への働きかけも含め、どのように進めていくのか。

3 障害者の自立支援について

(1) 障害者自立支援法の下での必要なサービスの供給体制は整備できているのか。また、デイサービスの体系が変わるが、受け皿としての地域活動支援センターについては、山間部の町村が個別に立ち上げができるのか、平野部では複数市町村での共同設置ができるのかなどの課題があると思われるが、県下の実態と、県としてどのように対応される考えか伺いたい。（福祉部長）

(2) 精神障害者に関する福祉サービスは、市町村に移管されて日が浅く、各市町村も手探りの状態で自立支援法施行に向けて準備を進めていると聞いており、県が専門性と指導力を発揮し、サービス供給へのバックアップをすべきと考えるが、現状の課題をどのように認識し、解決していかれるのか。（健康安全局長）

(3) グループホームは障害者福祉の「脱施設」を具体的に確保するための重点施策であるが、この理念に反するかのような精神病院や施設の敷地内に設置するという動きがある。グループホームの設置拡大について、「脱施設」への取り組みの考え方も含め、どのような方向性を見いだそうとしているのか。（福祉部長）

(4) ガイドヘルパーについては、最重度の障害者を除き、市町村の裁量による地域生活支援事業に位置づけられたため、十分な提供がなされるのか不安があるが、県として、市町村に対してどのような配慮を行っていくのか。（福祉部長）

(5) 費用負担の応益化の前提となるのは、雇用の場の拡大や作業工賃を増やすシステムづくりなどの具体的施策と考えるが、就労移行支援の具体的内容及び実施時期や所得確保の見込み、また、利用者への説明及び施設から一般就労への移行についての取り組み予定について、数値目標を含めて示されたい。（福祉部長）

4 HIV対策について（知事）

(1) HIVの検査・相談や受診体制が利用者の利便性を満たしていないため、早期発見・早期治療・発症予防の機会を減少させているのではないかと推測され、予防啓発の手段やHIV対策の再評価が求められていると考えるが、現状をどのように認識、評価し、今後どのように取り組みをされるのか。

(2) 感染後の受け皿の整備に加え、生活にかかわるあらゆる分野における連携・協力・支援体制の整備が急務と考えるが、拠点病院の医療体制の充実及び地域における療養・生活支援について、今後どのような方針で臨まれるのか。

5 大規模商業施設の郊外立地について (知事)

複数の市町村のまちづくりの影響を及ぼすような大規模商業施設については、広域的な行政主体である県が、条例等でその立地を広域の見地から調整するルールをつくるとともに、大型店の撤退についても一定のルールを定めるべきと考えるが、県の考えをうかがいたい。

6 学研高山第2工区の開発計画について (企画部長)

先日、生駒市長が県と都市再生機構に対し、協力姿勢を白紙撤回する方針を正式に表明したと聞かすが、県は今後どう対応していくのかうかがいたい。

7 生駒総合病院の後医療確保について (健康安全局長)

生駒総合病院が地域医療の中で果たしてきた役割を継承し、市民が必要とする病院を1日も早く再開することが求められているが、どういう要因で、病床が留保されているのか。また、市長交代後、病院の再開に向けて、当面の課題は何であると認識し、市と県は協議されているのか。

さらに、新たな保険医療計画において、県が留保している病床数が縮小されることはないのか、計画策定の基本的な考え方とスケジュールを含めうかがいたい。

8 奈良県少年補導に関する条例について (警察本部長)

少年非行の防止については、警察権限の拡大による規制強化ではなく、教育・福祉的施策であると「リヤド・ガイドライン」でも明確にされている。大人の子どもに対する価値観が大きく二分されている中で条例制定に関しては、十分に議論がなされていないと考えるが、警察本部長はいかにお考えか伺いたい。